

## 『 奨 励 顕 彰 基 準 』

### 顕彰対象

市内に在住する者（学生については、市内の学校に在籍する者に限る。）又は市内に在住する者から構成された団体（本表彰の対象となった大会において出場した大会登録者のうち、市内の学校に所属する団体については学生1名以上、それ以外の団体については過半数が市内に在住する者である団体を含み、市外の学校に所属する団体を除く。）であること。

### 顕彰基準

- (1) 文化部門は、県規模以上の大会又はコンクール等で優秀な成績を収めたものとし、具体的な選考基準は別記一覧表のとおり。
- (2) スポーツ部門は、公益財団法人日本スポーツ協会の傘下競技団体及び同等の競技団体が行う全国大会等において優秀な成績を収めたものとし、具体的な選考基準は別記一覧表のとおり。

### 補 足

- ・ 申請書の提出期限は、大会終了後半年以内とする。